

中条町・黒川村合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、中条町・黒川村合併協議会規約（以下「規約」という。）第19条第2項の規定に基づき、中条町・黒川村合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報償費及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報償の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という）の報償は、1回5,700円とする。ただし、中条町・黒川村の地方公共団体の長、地方公共団体の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が協議会の会議等に出席した場合又は研修会等のため旅行したときは、委員等に費用弁償として別表に定める額を支給する。ただし、中条町・黒川村の地方公共団体の長、地方公共団体の常勤職員については、これを支給しない。

(支給方法)

第4条 出席した翌月の10日までに支給する。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月17日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 区分 | 日当(1日につき) | |
|----|-----------|-------|
| | 県内 | 県外 |
| 金額 | 1,600 | 2,200 |

備考

県外日帰り旅行の場合は、日当に次の額を加算する。

ア 往復400キロメートルを超えるとき 2,000円

イ ア以外のとき 1,000円